

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	③ ④
配架番号	3 A
	15
	65-17

E
3963

38659

K b

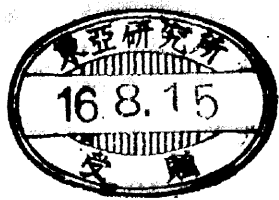
E 3963

74



三十九  
十年要誌及び統計

企畫院調查部  
昭和十三年六月廿日  
一調第十二號



一 ソ聯外國貿易二十年間要誌

二 外國貿易二十年間統計表

（「外國貿易」誌一九三七年第九十號）

五五

ソ聯外國貿易二十年間要誌

一九一七年十二月二十九日

外國貿易に關するロシヤ社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會令は、外國貿易國營化實現の準備的方策として、許可禁止制度の採用を規定してゐる。

同令にはかう有る。

「一、國民經濟最高會議所屬國際經濟局の組織決定まで、商品の國外への輸出及び國外からロシヤへの輸入に對する許可は専ら商工業委員部外國貿易部が之を行ふ。

二右の許可の無い商品輸出入は密貿易と見做し、共和國法律に依り最も嚴重に告發する。」

一九一八年四月二十二日

ヴェ・イ・レニン及びイ・ヴェ・スタアリン署名のロシヤ社會

主義聯邦ソヴェエト共和國外國貿易國營化に關する人民委員會議令の發布。

「一、外國貿易は總べて國營とする。外國並に國外各企業との間に行はれる各種製品（工業、農業等の收穫製造に係る）の購入販賣の商事契約はロシア共和國が特にその爲に全權を與へた諸機關に依り行はれる。此等機關以外には輸出入の爲の凡ゆる涉外商事契約は禁止される……」

「國營化された外國貿易を宰る機關は商工業人民委員部とする。」  
（法令集 四三二頁）

一九一九年十月十日

聯合國最高會議に依るソヴェエト・ロシア封鎖宣言。「ボリシエヴィキ・ロシアに對する經濟的壓迫方策」に就き最高會議の採擇した決定に關する中立諸國及びドイツ政府の覺え書き。

一九二〇年一月十六日

赤軍の決定的勝利と聯合國がプロレタリア獨裁國家を窒息させようとする企圖の完全な失敗の結果、一九二〇年一月聯合國最高會議はソヴェエト共和國の封鎖を中止する外無く成つた。

一九二〇年二月二日

エストニアとの媾和條約締結。この條約は、ソヴェエト・ロシアを包圍した聯合國の封鎖環に對し最初の割れ目を作つた。

一九二〇年三月十一日—一九二一年三月十六日

經濟封鎖は中止されたが、フランス、イギリス、アメリカ合衆國その他數個國の銀行はソヴェエト・ロシアに對し金封鎖を行ひ、ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國から支拂手段としての金を受取る事を拒絶した。當時他の支拂手段が無かつた爲、この金封鎖はソヴェ

エト。ロシヤの貿易を極度に阻害し、一九二〇年一月十六日聯合國最高會議が形式上中止した經濟封鎖が事實上は繼續してゐる事に成つた。

一九二〇年三月二十九日—四月五日

ロシヤ共産黨第九回大會決議に依り、外國貿易は完全に經濟計畫の必要に従屬する事に成つた。

國內の經濟的復興の主要條件は、最も近い將來の歴史的時代を期待する統一的經濟計畫の斷乎たる實行に在る。國內の經濟的崩壊と甚だしい貧窮化との深刻さに應じて、經濟計畫は、必然的に數個の、一貫した、相關的な根本的課題に成る。……「外國貿易は、その可能性がソヴェエト共和國に與へられてゐる限りに於いて、完全に基本的經濟計畫の要求に従屬しなければならぬ。」（全聯邦共産黨大會及び代表會議並に中央委員會總會の決議決定集

第一部 三三七—三三八頁 一九三六年版）

第一次輸入計畫は一九二〇年作成された。

一九二〇年五月十五日

消費組合中央聯合はスウェエデン工業家コンツェルンとの間にスウェエデン商品一億クロナネ購買の契約を結んだが、二五〇〇萬クロナネの金保證及び手形支拂に依り、手形期限は一年半まで延長され得る事に成つてゐた。この契約はロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國に對し極めて重要な種々の生産用具、主として機關車及び鐵道器材を供給する事に成り、全封鎖の決濟を意味した。

一九二〇年六月十一日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國人民委員會會議令に依り、商業人民委員部を外國貿易人民委員部と改稱し、この人民委員部だ

けが國の外國貿易を實行する事を規定した。

一、商工業人民委員部を外國貿易人民委員部と改稱する。

二、共和國の外國貿易及び商品取引に對し次の一般的原则を定める。

(イ) ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國の國營化外國貿易及び商品取引の管轄は専ら外國貿易人民委員部に屬し、共和國の該部門唯一の全權機關として専らこの人民委員部に、國外の國家、集團的及び個人的施設並に機關、商業及び工業關係の企業並びに個人との凡ゆる商事關係を行ひ、且又商品の輸出入に關連した凡ゆる事務を行ふ權利が歸屬する。(一九二〇年度法令集二三五頁)

一九二〇年八月十一日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とラトヴィヤとの間に締結された媾和條約は最惠約款と無關稅商品通過との原則に立つ經濟的相互關係を復活する事を定めた。

一九二〇年十月十四日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とフィンランドとの間に締結された媾和條約は經濟關係の復活と通商關係の暫定的規約を定めた。

一九二〇年

一九二〇年中に於いて初めて在外外國貿易代表部がロンドン、ベルリン、ストックホルム、リガ、レエヴェリ、コペンハーゲン等に設置された。一九二〇年末には貿易代表部は十一有った。

一九二一年二月二十六日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とイランとの間に調印された條約は通商關係の復活を定めた。



一九二一年三月十六日

ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國とイギリスとの間に調印された通商協定は、資本主義諸國のロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國に對する敵對的提携の先頭に立つてゐた最大資本主義國のソヴェエト政府に對する事實上の承認を意味した。イギリスとの通商協定調印は同國との通商關係の發展に便した許りでなく、他の資本主義諸國とソヴェエト共和國との間の關係復活及び條約締結を促進した。

一九二一年三月十八日

ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國及びウクライナ・ソヴェエト社會主義共和國を一方とし、ポオランドを他方として締結された媾和條約は相互的商品通過を定めた。

一九二一年五月六日

ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國とドイツとの間に締結された暫定的協定は通商代表部設置を定めた。

一九二一年九月二日

ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國とノオルウエイとの間に締結された暫定的協定は、ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國に於ける外國貿易獨占に基く通商關係の復活を定めた。

一九二一年十二月七日

ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國及びウクライナ・ソヴェエト社會主義共和國を一方とし、オオストリヤを他方として締結された暫定的協定は通商關係の復活とロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國通商代表部設置とを定めた。



一九二一年十二月二十六日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェト共和國とイタリヤとの間に締結された豫備的協定は通商關係の復活を定めた。

一九二二年

ソヴェト共和國の輸入は初めて巨額を占める様に成り、一九一三年の價格で二億一〇七〇萬ルウブリ、即ち當時の相場で九億二二九〇萬ルウブリに達したが、輸出は依然殆ど零だった。(一九二一年の輸出は僅か一九一三年の價格で二〇二〇萬ルウブリ、即ち當時の相場で八八五〇萬ルウブリに過ぎなかつた。)(「一九一八年乃至一九二七年のソ聯外國貿易」)

一九二二年

資本主義諸國との間に締結された諸條約に基いて可能と成つたソ

ヴェエトとして規則的な輸出の第一年だ。一九二一―二二年の輸出は一九一三年の價格で六三四〇萬ルウブリ、即ち當時相場で二億七十七〇萬ルウブリだった。

一九二二年三月十三日

外國貿易に關する全ロシヤ中央執行委員會令「ロシヤ社會主義聯邦ソヴェト共和國の外國貿易は國家の獨占事業だ。外國貿易の國家獨占事業は外國貿易人民委員部が次の諸原則に立つて之を行ふ……」以下外國貿易人民委員部の機能が列擧して有る。(一九二二年法令集 二六六頁)

一九二二年四月十日

ジュノア會議の開催。ソヴェト代表は、ソヴェト聯邦が相互主義、平等主義及び完全無條件の承認に基き資本主義諸國と通商關

係に入る用意の有る旨を聲明した。

一一二

一九二二年四月十六日

ドイツとの間にラバロに於いて、ロシヤ社會主義共和國聯邦とドイツとの間に通商相互關係の發展の爲の基礎を構成する條約が締結された。

一九二二年十月十六日

外國貿易に關する全ロシヤ中央執行委員會及びロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國人民委員會令は、外國との間の外國貿易事務實行上の規則及び方式を定めた。(一九二二年法令集第六五號 八四六頁)

一九二二年十二月十三日

人民の敵は一再ならず外國貿易獨占到反對した。彼等は外國貿易獨占の弱体化と廢止との爲に鬭争した。黨はレエニンとスタアリンとの指導の下に此等の企圖に對し撃滅的反撃を與へ、外國貿易の獨占到固守した。一九二二年人民の敵ブハアリンは外國貿易獨占の廢止を唱へ、その代り高率の關稅を課する事を提議した。レエニンは外國貿易獨占を擁護してかう書いてゐる「ブハアリンは、帝國主義時代、貧乏國を信じ得ぬ程の富裕な國との間に法外な差異の有る時代にはどんな關稅政策でも効果は無い、と言ふ事を知らない。此が彼の最も甚だしい、又全く理論的な誤謬なのだ。ブハアリンは何度も關稅保護を引用してゐるが、此は右の諸條件の下ではその保護を完全に打ち壞す事は富裕な工業國ならざれにでも出来る事だ。その爲にはその國としては、ロシヤへの輸入商品中わが國が附加的關稅を課したものに輸出獎勵金を與へれば濟む。どの工業國にしても此に要る位の金は餘る程有り、この方策の結果は、どんな工業國にして

一一三

もわが國の國內工業を確實に打ち壊して了ふだらう。

従つて關稅政策に關するブハアリンの考察は凡べて實際は、ロシア工業の完全な無防禦と自由商業組織への移行を最も輕いヴェエルで覆つたものこそを意味する。此に對して我々は全力を以て鬭争し、黨大會まで鬭争せねばならない。何故とやら、現在の帝國主義時代には外國貿易獨占制度以外に眞面目な關稅政策などごんなものにして問題に成らないからだ。」（レエニン全集第二七卷 三七九―三八二頁 第二版）

一九二二年十二月

ソヴェエト第十回全ロシア大會命令はわが國輸出の増大と國外事務の合理化とに對する必要方策を執る旨を定めた。大會は、國營工業が國外で行ふ商品買付を極度に縮少する事を必要と考へた。（一九二三年法令集 三二七頁）



一九二三年四月十二日

一九二三年四月十二日付ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國人民委員會議令は輸出入割當制度並に外國貿易取引上の許可書その他文書發給の制度を定めた。（一九二三年法令集第四〇號 四二四頁）

一九二三年四月十七日―二十五日

全聯邦共產黨執行委員會の報告に依る全聯邦共產黨第十二回大會の決議は外國貿易獨占の強化に對する全聯邦共產黨執行委員會の方針を是認した。

「大會は外國貿易獨占の不動性及び其に對する回避とその實行に於ける躊躇との禁壓を確認し、新執行委員會に對し、外國貿易獨占制度の強化發展の爲に組織的方策を採る事を委任する。」（全聯邦共產黨大會、代表會議及び中央委員會總會の決議決定集 第一部 四八二頁 一九三六年版）

一九二三年四月二十三日

ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國とデンマークとの間の豫備的協定は通商關係の簡便化を定めてゐる。

一九二三年六月二十日

ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國中央執行委員會はヴォロフスキイ氏殺害事件に關連してスイスに對する經濟的ボイコットを定めた。

一九二三年七月十三日

國家獨占の基礎に立つソ聯外國貿易の集中的經營に關し世界の凡ゆる國民及び政府に對するソ聯中央執行委員會幹部會のメッセエジ。「ソヴェエト諸共和國を奴隸化しようとする資出主義諸國の企圖から此等諸國を防衛する爲、國家獨占の基礎に立つて外國貿易を完

全に集中化し指導する事の必要さから、此等諸國は統一的な全聯邦外國貿易人民委員會部を設けなければならなく成つた。」（ソ聯勞農政府通報一九二三年第一號一〇頁）

一九二四年一月十六日—十八日

全聯邦共產黨第十三回會議は、社會主義蓄積の手段として、及び黨の經濟政策の最重要用具としての外國貿易獨占の意義を強調した。「黨の全經濟政策の基本的要因の一つとして外國貿易の獨占が有る。外國貿易の獨占は、特に新經濟政策の諸條件下で、國家財産を國內國外の資本の掠取から保護する道具としても、社會主義蓄積の手段としても、正當な事を完全に自證した。

外國貿易獨占制度を完全に維持してこそ、我々は今既に貸越に成つてゐる貿易貸借状態に達し、外國貿易收入を國家の手に集中する事が出來たのだ。外國貿易獨占制度は國內で生産出來る様な物品を

輸入して國民の資金を失ふ様な事を極力阻止し、わが國の工業及び農業の發展に不可欠な製品の計畫的輸入を組織する可能性を與へた。外國貿易獨占は將來も完全に、殊に新經濟政策時代に最も主要な黨經濟政策の要因として、維持されねばならぬ。(全聯邦共產黨大會、代表會議及び執行委員會總會の決議決定集 第一部 五六一頁 一九三六年版)

一九二四年二月七日

ソ聯とイタリヤとの間に外交關係樹立及び通商條約の締結。

一九二四年二月二八日

ソ聯イギリス間の外交關係樹立及び通商條約締結代表派遣に関する覚え書きの交換。

一九二四年三月十五日

ソ聯スウェーデン間通商條約の締結。

一九二四年三月三日

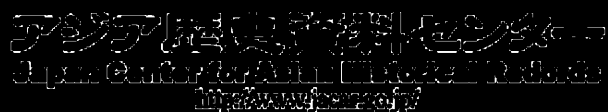
ドイツ駐在ソ聯通商代表に對するドイツ警察の襲撃に依りドイツとの通商關係は一時的に中止された。紛争は一九二四年十二月廿九日ドイツ政府がソ聯の要求を承認して解決した。

一九二四年五月三十一日

ソ聯支那共和國間の諸問題處理の一般原則に関する協定。

一九二四年八月八日

ソ聯イギリス間の一般的條約の締結。



一九二四年十月二八日

外交關係樹立に關するソ聯フランス間の覚え書き交換。

一九二五年一月八日

外國商品のソ聯領内通過に關するソ聯人民委員會議令。

一九二五年十月三十一日

わが國社會主義建設の爲、又わが國社會主義經濟を資本主義諸國の經濟的侵略から防衛する爲にプロレタリア國家が握つてゐる最重要の用具としての外國貿易獨占の意義を強調した全聯邦共產黨中央委員總會決議の公布。

資本主義包圍内のプロレタリア國家の外國貿易組織化に就いて二つの基本的課題がある。(イ)國內生産力の極度の助成及び刺激、(ロ)建設中の社會主義經濟資本主義諸國の經濟的侵略から防衛する事。外國貿易組織化の諸問題の困難はすべて、

プロレタリア國家は一分間も此等一問題から眼を放してはならぬと言ふ事、及び國際環境と國內社會主義建設の要求とに相應した外國貿易組織の形態を選ぶ事に關連してゐる。外國貿易の國家獨占破綻が生じれば、其がどんな小さくても、資本主義のわが社會主義經濟形態に對する襲撃の強化を招來し、又この破綻の不可避的擴大の結果は、わが經濟全體を技術的に先進してゐる資本主義諸國の經濟に従屬させる、即ち社會主義建設を壊滅に導く事に成る。他面、社會主義建設に必要な國民經濟發展速度を維持する爲には、外國貿易獨占の現在形態を或程度發展させ變更する事が必要に成る。」(金聯邦共產黨大會、代表會議及び中央委員總會總會の決議決定集 第二部三四頁 一九三六年版)

一九二五年十月三十一日

全聯邦共產黨中央委員會十月總會の決定は、外國貿易の獨占が資

本主義諸國の經濟的變遷を擧退する爲の最も有效な手段の一つで、  
 どんな保護關稅にしても、外國貿易獨占と同じ程度に、社會主義經  
 濟を資本主義から防衛する事は出來ないことを述べてゐる。

「外國貿易の獨占はごこまでも不可侵でなければならぬ。此は資  
 本主義諸國の變遷を擧退する爲に最も有效な手段の一つなのだから、  
 此を強化しなければならぬ。どんな保護關稅にしても、その他どん  
 な統制手段にしても、外國貿易獨占と同じ程度にわが國を防衛する  
 事は出來ない。一九二二年中央委員會十二月總會に對しレエニンが  
 此に關して書いた處を憶ひ起さねばならぬ。」

「どんな關稅政策にしても帝國主義時代、貧乏國家と信じ得ぬ程  
 の富裕な國との間に法外な差異の有る時代には效果は無。かう言  
 ふ諸條件の下ではこの（關稅）保護を完全に打ち壞す事は富裕な工  
 業國ならざれにでも出來る事だ。その爲にはその國としては、ロシ  
 ヤへの輸入商品中わが國が附加的關稅を課したものに輸出獎勵金を

與へれば濟む。この工業國にしても此に要る位の金は餘る程有り、  
 かう言ふ方策の結果は、どんな工業國にしてもわが國の國內工業を  
 確實に打ち壞して了ふだらう。……現在の帝國主義時代には外國  
 貿易獨占制以外に眞面目な關稅政策などそんなものにして問題に成  
 らないのだ。」

外國貿易獨占到就いてウラヂイミル・イリイチ・レエニンが行つ  
 た資本主義世界との經濟的鬭争に於ける社會主義建設防衛の最主要  
 手段としての規定は、最近の時代全般に對しても完全に妥當する。  
 外國貿易の國家獨占の廢止乃至は弱化を支持する公然又は隱密の傾  
 向は結局わが國經濟の小ブルジュワ的諸勢力に養はれてゐるもの  
 が、此に對し斷然鬭争せねばならぬ。」（全聯邦共產黨大會、代表  
 會議及び中央委員會總會の決議決定集 第二部 三五頁 一九三六  
 年版）



一九二五年十月三十一日

二四

全聯邦共產黨中央委員會十月總會は、國家獨占の基礎の上に行はれる外國貿易が資本主義的包圍の環境の中でソヴェエト組織が獨立する爲の經濟的鬭争形態だ、と言ふ事を強調してゐる。

「プロレタリアートの指導するソ聯經濟と世界市場との接觸はこの市場に於ける帝國主義支配の環境の中に行はれる。外國貿易は、我々が我々を取り圍んでゐる敵對的資本主義世界と直接に接觸する部面なのだ。従つて外國貿易は、我々にとつても資本主義諸國にとつても、世界的分業の發展の諸條件の下に必要な各種製品交換の形態だが、其と共に、資本主義的包圍の環境の中でわがソヴェエト組織が獨立する爲の、經濟的形態を取つた鬭争の繼續なのだ。」

外國貿易を藉じて國際資本は我々に自分の條件を押し付けようとしてゐる、わが國を奴隸化し、その植民地としようとしてゐるし、又將來もしようとする。この事情から、わが經濟戰線のこの方面に於いて完

全武装をし、資本主義の襲撃を撃退するだけでなくて、外國貿易をソ聯經濟強化と社會主義建設の促進との目的に利用する爲に此處で自分の地位を固めるのに努めなければならぬ。」全聯邦共產黨大會、代表會議及び中央委員會の決議決定集 第二部 三四頁 一九三六年版)

一九二五年十月三十一日

外國貿易獨占の不可侵性を保ち乍ら、我々は此と共に、凡ゆる在外ソヴェエト諸機關の絶對的統一性を義務的に維持して、外國貿易の組織形態を聯邦の變化しつつある經濟的諸條件及び課題に適應させねばならぬ。變化した經濟的諸條件は外國貿易の部面に於いて分化した商業組織の構成を要求してゐる。この部面で行はねばならぬ方策は次の方向に向はねばならぬ。(イ)外國貿易獨占の制度の維持、(ロ)融通の利く特別商業機關制度の樹立、(ハ)外國貿易の部面に於ける

二五

工業及び農業の健全な利益の確保。」（全聯邦共產黨大會、代表會議及び中央委員會議總會の決議決定集 第二部 三六頁 一九三六年版）

一九二五年十月十二日

ソ聯とドイツとの間に締結された通商條約は關稅部面に於ける最惠國待遇、通商代表部の地位を定め、その他通商上の相互關係の諸問題を詳細に定めた。

一九二五年十二月十五日

通商及び航海に關するソ聯ノオルウエイ間の條約締結。

一九二六年三月

ドイツ駐在ソ聯通商代表部とドイツ政府との間の協定に基きソ聯

に對し三億マルクの保證クレヂットをドイツが與へた。

一九二六年十二月七—十三日

同志スタアリンはその著「再び黨内の社會民主主義的偏向に就いて」で、外國貿易獨占の意義を説いてかう書いてゐる。

「資本主義的統制と言ふものは、わが市場の管理權を意味する。即ち外國貿易獨占の解消を意味する。私は、西歐の資本家達が外國貿易獨占の裝甲を打ち破らうとして、一度ならず頭を壁に突き當てた事を知つてゐる。外國貿易獨占がわが國の若い社會主義工業の楯なり垣なりに成つてゐる事は明かだ。併し資本家は外國貿易獨占の解消の事業に既に成功を收め得ただらうか。ソヴェエト權力が有る間は、外國貿易獨占はごうしても生き榮えて行くのだと言ふ事が理解し難いだらうか。」（「レエニンとスタアリン」全聯邦共產黨史研究の爲の論文集 第三冊 一九三頁）

一九二七年三月十一日

ソ聯トルコ間通商航海條約締結。

一九二七年五月四日

ソヴェエト政府の要求に對する承認に依り對スイス經濟ボイコットを廢止する旨のソ聯中央執行委員會及び人民委員會議令。

一九二七年五月十七日

ソ聯が正常な外交關係を有し、且ソ聯の商業機關に對し自由正常な商業機關に對し自由正常な商業事務遂行の可能性を保證する諸條件が確保されてゐる諸國だけと商業關係を結ぶ事を許可するソ聯人民委員會議令。(法令集 一九二七年 第二八號 二九四頁)

一九二七年五月二十五日

ロンドン駐在ソ聯通商代表部及び全ロシア協同組合會社の家屋に對するイギリス官憲の襲撃。

一九二七年六月二日

ラトヴィヤとの通商條約締結。

一九二七年九月九日

外國貿易獨占の重大な政治的意義が同志スタアリンのアメリカ労働代表との會談に於いて極めて明確に強調された。代表が、ソヴェエト權力に信服してゐながら、同時に外國貿易獨占の廢止を要求する一派が有り得るか、と質問したのには對し、同志スタアリンは答へてゐる。

「私は、この問題の中には互に妥協出来ない矛盾が有る、と思ふ。ソヴェエト政府支持の立場に立ちながら、同時に外國貿易獨占の廢

止を要求すると言ふ一派を考へる事は出来ない。何故だ。其は、外國貿易の獨占と言ふものがソヴェエト政府の「政綱」の不動の基礎の一つに成つてゐるからだ。其は、外國貿易獨占の廢止を要求する一派はソヴェエト政府を支持する事が出来ないからだ。其は、かう言ふ一派は全ソヴェエト機構に基だしく敵對的な一派と言ふ外はなかなだ。」(イ・スタアリン「レニニズムの諸問題」第十版、一七九頁)

一九二七年十月一日

ソ聯イラン間通商協定及び關稅協定の署名。

一九二七年十月八日

ソ聯スウェエデン駐在ソ聯通商代表部の法的地位に關する協定の署名。

一九二七年十二月三日

同志スタアリンはソ聯の工業化の發展速度に關し、外國貿易獨占はソヴェエト工業の急速な發展の最重要條件の一つだ、と教示してゐる。

「第三に、國家が國營の交通、國營の金融、國營の外國貿易、一般國家豫算を掌握して、計畫規律に従つて國營工業をば單一的工業として指導する凡ゆる可能性を有し、この事が他の凡ゆる工業に比し非常な優位性を與へ、その發展速度を何倍も早めるのだが、この事に依り……」(イ・スタアリン「全聯邦共產黨第十五回大會に對する政治報告」五四頁)

一九二七年十二月二十九日

全聯邦共產黨第十五回大會決議は、世界市場の景氣變動並に資本

主義國が行ふかも知れない政治的侵略からソ聯を保護する爲替準備と必要な蓄積との形成の源泉として、外國貿易の意義を強調してゐる。

「外國貿易の一般方針（自己の生産の根柢の強化と資本主義世界からの獨立程度の増進との條件に於ける通商關係の最大限）から出發して、輸出超過を義務的目標とする外國貿易計畫を作らねばならぬ。輸出超過は國內産金の増大と共に、資本主義世界の可能性に關連して殊に必要な爲替準備の形成の基本的源泉を成してゐる。

最近の情勢に關連して五箇年計畫は自然、商品、爲替の準備一切に對し重要な地位を與へねばならない。此等準備の蓄積は、國際市況の大變動、部分的乃至全般的な經濟的金融的封鎖の可能性、國內の不作、更にプロレタリア共和國聯邦に對する直接的武裝攻撃からソ聯を防衛するに絶對必要な保險でなければならぬ。」（全聯邦共產黨大會、代表會議、中央委員會總會の決議決定集 第二部 二四

八頁 一九三六年版）

一九二七―二八年

石炭輸入の終止。同時にソ聯からの石炭輸出は相當な額に達した。

（「一九一八年乃至一九二七―八年の期間のソ聯外國貿易」）

一九二八年九月二四日

關稅相互關係の最惠制度に關するソ聯リトワニヤ間の覚え書き交換。

一九二八年十一月一日

ソ聯イエメン間修好通商條約の締結。

一九二九年三月十日

ソ聯イラン間關稅條約締結。

三四

一九二九年五月十七日

ソ聯エストニア間通商條約の締結。

一九二九年六月十一日

ソ聯ギリシヤ間通商航海條約の締結。

一九二九年八月十六日

工業方面からの壓迫に依りイギリスは對ソ貿易契約に於ける輸出クレジットの範圍を擴大した。

一九三〇年四月十六日

ソ聯大英帝國間暫定通商協定の締結。

一九三〇年

ソ聯輸出品は最大限度に達した。即ち從來の爲替相場に依れば一〇・三六億ルーブル、現行の相場で四五・三九億ルーブルであり、一九一三年帝政ロシア輸出額の五七%と成つてゐる。(「第一次五年計畫中のソ聯邦外國貿易」)。

一九三〇年八月二日

ソ聯がイタリヤに發する注文に對するクレジット二億リラの政府保證に關するソ聯邦イタリヤ間の協定締結。

一九三〇年十月三日

フランスは諸外國に比してソ聯に不利な輸入許可制を實施した。  
一九三〇年

この年の間に、各商品の貿易の特徴に従つて組織された一聯の輸

三五

出及び輸入合同が設立された。従來國營貿易局、協同組合合同、生産トラストの如き一聯の綜合團體が輸出入に携つたのとは異り、新に設立された各國營合同が獨占主義に基き當該商品の輸出入を行ふのである。

一九三〇年十月二十日

ソ聯人民委員會議令に依り、外國貿易人民委員部は、ソ聯貿易に屬し制限を設けて自國に屬するソヴェエト商品の正常な輸入を妨害してゐる諸國に對しては、購入乃至發注を全廢乃至極度に縮少し、傭船を減少し、通過商品に對する制限を設け、該國內の港地、通過路及び基地の利用を全廢又は極度に縮少する方策を採用する事を要求された。

（「法令集」一九三〇年第五號、第七頁）

一九三〇年十一月二二日

全口中央執行委員會及びソ聯人民委員會議の内外商業委員部をソ聯供給人民委員部及びソ聯外國貿易人民委員部の獨立せる二個のソ聯人民委員部に分割する命令。

一九三一年三月二日

ソ聯産毛皮の最初の競賣がレニングラードに於て開催された。之がレニングラードの定期競賣の濫觴を成すものである。レニングラード及びモスクワは世界的意義を有する毛皮中心地となつた。

一九三一年三月十二日

第六回ソ聯ソヴェエト大會の決議に依り、ソ聯輸出品に差別待遇を採る諸外國には適切なる經濟的對策を講ずべき指令を與へられた。大會はソ聯政府に對し、ソ聯との經濟關係を實際的に強化するの



ではなく、反つて強制労働など云ふ偽購宣傳でカムフラージュして、ソ聯邦輸出の潰滅を策する諸國の輸入品に對し強固なる輸入制限額を設定する義務を負はしめる。」

『ソ聯法律集』第十七卷、一五九頁

一九三一年三月十六日

ソ聯土耳其間通商航海條約の締結。

一九三一年三月十七日

一九三〇年十一月二十二日附の内外商業人民委員部を二部に分割せんとする中央執行委員會及びソ聯人民委員會議の決議を認むせる第六回ソ聯ソヴイェト大會の決議。『商品流通に於ける特殊部門の縮小に伴ひ、供給の問題は異常の意義を有する事となり、同時に複雑化する外國貿易特別指導の不可避性もあり、ソ聯内外商業人

民委員部はソ聯外國貿易人民委員部及び供給人民委員部の二個の人民委員部に改組せらる。」

（『ソ聯法律集』第十七卷、一六二頁）

一九三一年四月十四日

三億マルクの第二回保證クレヂットが獨逸に依り許與せらる。

一九三一年

ソ聯政府を代表して同志リトヴィノフは經濟的不可侵に關する提案をジュネーブに於て行ふ。

一九三一年七月十六日

フランスは對佛ソ聯商品輸入に對する許可制度を廢止したが、此はソ聯に對する差別待遇を廢する事を意味し、正常な貿易關係を復

興する事を許すものだ。

四〇

一九三一年八月二十九日

リトワニヤ駐在ソ聯通商代表部の法的地位に関する議定書がソ聯リトワニヤ兩國により調印された。

一九三一年十月二十七日

ソ聯イラン兩國間に移住、通商、航海に関する協定締結さる。

一九三一年—一九三二年

ソ聯に對し最も敵意を抱く資本家方面に於いて反ソ經濟封鎖を復活じしきょうとする意圖を以て、所謂「ソヴェト・ダンピング」及び「強制勞働」の口實の下に、國外で起されたソ聯輸出反對運動は崩壊した。

一九三二年六月十五日

獨逸は、駐獨ソ聯通商代表部と獨逸工業界代表者達との協定に基づき、保證クレヂット三億マルクを許可す。

一九三三年四月十七日

ソ聯に敵意を有する反動者團體の影響を受け、英國政府はソ聯重要物産の英國向輸出を禁ずる旨聲明した。

一九三三年六月十五日

伊太利商品のソ聯向け輸出のための保證クレヂット設定に關しソ聯伊太利間に協定成立。

一九三三年七月一日

四一

英國は一九三三年四月十七日附のソ聯重要物産の英國向け輸出禁止令を廢棄す。

一九三三年七月

倫敦で開催した世界經濟會議の席上同志リトヴィノフは演説を行ひ、經濟的不可侵條約の締結及びソ聯に對し相當長期の財政的クレヂット許與の條件の下に危機緩和の目的でソ聯の巨大な注文を發する様提案した。

一九三六年九月十三日

在外通商代表部の地位に關して中央執行委員會及びソ聯人民委員部決議を行ふ。

一九三三年十月十三日

外國貿易に於ける事務遂行のため契約の署名及び信用狀の發行の制度に關する中央執行委員會、ソ聯人民委員部決議。

一九三三年十二月四日

ソ聯ラトヴィヤ間通商條約の締結。

一九三三年

ソリカムスク・カリウム・コムピナートの建設事業竣工の結果カリウム肥料輸出を開始した。

一九三三年

第一次五ヶ年計畫中設備機械を多量に輸入せるため貿易帳尻は數年に汎り入超となつてゐたが、再び出超となつた。

一九三四年一月二日

ソ聯の土耳其に設定せるクレジット八百萬ドル（アメリカ金貨）の注文契約に關し兩國間に覺書の交換あり。

四四

一九三四年一月一日

ソ聯フランス間暫定通商協定の締結。

（『外國貿易』九―十卷）

一九三四年一月二六日

第十七回黨大會の席上同志スターリンは、平和の要因としての外國貿易の意義に關し指摘して曰く、『吾が外國貿易政策は明白である、即ち平和擁護の政策であり、萬邦との通商關係強化の政策である。』（全ソ共產黨中央委員會の業績に就いて第十七回黨大會に於けるスターリンの報告演説）

一九三四年二月十六日

ソ聯英國間暫定通商條約の署名。

一九三四年

第一次五ヶ年計畫の期間中に建設された巨大な工業企業の完成はソ聯工業の發展を如實に現す新しい輸出品目の基礎を創造した。鑄鐵・トラクター・自動車・電氣器械・裁縫ミシン・紡績器械・硫酸アンモニヤ（窒素肥料の基本的形態）の輸出が始つてゐる。

（『ソ聯の外國貿易』、『スタトアブゾール』一九三四年第十二卷）

一九三四年十月

以後英帝國內に於ける保證クレジットの利用を廢し、現金注文に移行することに關する駐英ソ聯通商代表部の發表。

四五



許與す。

一九三五年六月三日

チエコ商品購入のため二億五千万チエコクローネの證券金融クレヂットの對ソ許與に關しソ聯在チエコ國通商代表部チエコ銀行聯合間契約の締結。

一九三五年

ソ聯の國際的地位及び經濟的發展の強化に基き多年來、主として、通商代表部に於て行ひつゝあつた對外通商事務を外國よりモスクワに引移す。商品購買契約は輸出及び輸入合同機關に依る分が毎月其比率を高めて行く。即ち商品は一海外に保管される事なしにソ聯の購入者に交附され、購入者の決済はモスクワより行ひ、購入者との契約はモスクワに於いて裁定を行ふ分が數を増す。

一九三五年六月二十七日

對外通商事務のソ聯内移轉に關聯してソ聯領土内又は國外に於て外國商館との間に契約を締結する事を對外貿易合同機關に許可するソ聯人民委員會議の決議。

『外國貿易人民委員部に編入される輸出及び輸入、綜合的輸出入並びに運輸合同に對し、當該合同の名に於て、且つ各自の定款の定むる範圍内に於て、ソ聯領土内たるを海外たるを問はず外國商館との間に對外通商契約を締結し、又其契約に基き外國商館と手形の授受をなさしむる事を外國貿易人民委員部に許可す。』

(『ソ聯法令集』一九三五年第四四號三六七頁)

一九三五年七月十三日

ソ聯合衆國間通商相互關係に關する覺書の交換。

一九三五年八月二七日  
ソ聯イラン間通商條約の締結。

一九三五年九月五日

ソ聯ベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟間暫定通商協定の締結。

一九三五年

ソヴェート聯邦は出超と同時に國際貿易收支に於ても受取勘定を以てこの一ヶ年を終つた。

一九三五年十二月二六日

通商代表及び合同の指導者に對外通商契約署名權を附與する制度に關する中央執行委員會及びソ聯人民委員會會議の決議。

一九三五年

ソ聯は世界金産國中（南アフリカ聯邦に次ぎ）第二位を占めるに至つた。

一九三六年一月六日

ソ聯佛蘭西間一九三四年一月十一日附通商條約の期限延長。

一九三六年一月十四日

通商取引並に通商事務及び海上運送上の決済方法に關しギリシヤ駐在ソ聯通商代表部ギリシヤ政府間協定の締結。

一九三六年二月六日

金融クレヂット二千五百万クローネ増額に關し一九三五年六月三日附ソ聯子エコ金融クレヂット契約に對する補足的協定の締結。



一九三六年七月十一日

五二

一九三五年七月十三日附覺書交換で豫定された通商相互關係に關する協定の期間延長に關するソ聯米國間覺書の交換。

一九三六年七月二八日

英國商品購入のための金融クレヂット一千万ポンド。スターリンダ許與に關し駐英ソ聯通商代表部輸出クレヂット保證局間の協定の締結。

一九三六年十二月五日

ソ聯第十三次特別ソヴィエト大會により確認せられたソ聯スターリン憲法中に曰く『ソ聯の對外貿易は國家の獨占專業にして、その最高權力機關及び國家統治機關の代表するソヴィエト社會主義共和國聯邦の所管に屬する』。(第一四條)

憲法第七七條は外國貿易人民委員會部を全聯邦人民委員會部の中に入れてある。

(ソ聯憲法第一四條第七七條)

一九三六年十二月十七日

ソ聯佛蘭西間暫定通商協定の效力期間を一九三七年まで延長。

一九三六年

一九三六年は輸出超過、國際收支受取勘定を以て終る。

一九三七年八月四日

ソ聯合衆國間の輸出入に當り無條件、無制限の最惠待遇の適用を規定する覺書ソ聯合衆國間に交換さる。

五三

最近二十五年間蘇聯輸入統計表

蘇聯外國貿易

1918 - 1937年

年 度	輸 出 千円	輸 入 千円	總 額 千円	差 額 千円
1909-1913(平均)	5,515.7	4,741.1	11,508.0	+1,519.8
1913	6,596.7	5,022.5	12,618.9	+5,935.9
1918	3,525	4,102.8	4,967.3	-4,252.3
1919	2,14	1,410	1,410	-1,826
1920	6.1	1,251.4	1,312.8	-1,192.6
1921	2,225	9,222.9	10,111.4	-8,342.4
1922	3,571.4	11,412.9	15,391.1	-8,242.3
1923	4,542.8	6,242.2	15,420.0	+3,272.6
1924	11,076.1	11,382.8	26,145.9	5,334.3
1925	26,542.4	3,620.9	6,225.3	-9,565.5
1926	3,173.7	3,016.5	6,190.2	1,157.2
1927	3,267.0	3,320.5	6,587.5	-53.5
1928	3,518.7	4,174.6	7,673.5	-655.7
1929	4,045.8	3,857.0	7,902.8	+1,882.8
1930	2,527.3	2,627.5	9,176.8	-92.2
1931	2,553.1	4,837.9	8,373.0	-1,286.8
1932	2,512.2	3,013.5	5,601.5	-565.3
1933	2,167.5	1,525.1	3,692.5	+1,122.4
1934	1,832.4	1,012.0	2,856.5	+814.4
1935	1,727.3	1,057.2	2,665.5	+552.1
1936	1,357.1	1,525.5	2,711.6	626
1937 (半年分)	1,215.5	1,012.8	2,231.2	+205.7
1937 全体*	14,241.6	15,412.5	30,672.3	5,727.3

一九三七年十月八日

ソ聯トルコ間の支拂取引を調整する通商契約及び協定の調印。

全ソ外國貿易學會附屬學術研究所突擊隊同志ゲ・テ・グセイノフ  
同志カ・イ・ルビンシテイン・同志ア・エム・ミルノフ編纂

伊 原  
藤 元 三  
治 郎  
譯



裏面白紙

### 主要商品別輸出統計

(1920 — 1937年)

單位百萬ルーブル

商品名	1907-13 年平均	1920年	1921年 1月-7月	1921-22	1922-23	1923-24	1924-25	1925-26	1926-27	1927-28	1928年 10月-12月	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937 (3/15)	
木材	635.5	2.2	5.9	54.7	96.6	211.4	318.8	255.1	349.4	411.3	154.1	618.0	743.5	297.5	352.7	336.1	571.1	365.6	358.2	320.2	436.1
石油	160.7	0.0	0.3	44.3	46.0	174.3	291.8	332.4	390.8	468.5	132.5	60.2	687.9	506.6	469.8	331.4	261.1	187.0	155.6	107.7	
皮革製物	31.7	0.0	11.3	7.7	12.2	81.2	271.8	303.5	377.1	522.6	76.5	467.0	326.6	246.2	185.3	168.9	141.3	132.0	155.1	129.4	
重炭酸ソーダ 及ソーダ	343.8	1.9	5.2	40.2	28.5	38.7	221.1	204.9	92.0	118.4	28.2	222.6	155.0	15.4	100.4	97.1	95.3	91.7	80.6	43.4	
絹織物	147.1	—	0.0	3.3	1.0	3.0	23.2	64.7	92.6	218.0	61.3	195.1	205.5	203.1	226.7	136.8	108.0	75.2	54.1	56.9	
化學製物	48.2	0.1	0.7	3.6	10.5	15.7	28.8	33.7	16.9	60.4	22.7	103.5	74.7	71.5	59.0	60.8	45.8	47.5	47.7	39.3	
金屬礦石	64.1	—	0.2	1.8	2.9	29.0	86.7	99.5	124.8	90.0	23.1	121.1	78.8	81.1	211.5	31.6	41.9	57.9	41.7	38.6	
金屬製物	42.5	—	0.0	19.3	20.1	23.3	17.8	23.5	36.5	28.7	9.2	314.9	40.2	23.6	27.4	30.5	30.5	31.9	42.7	37.2	
機械	12.6	—	0.0	0.4	1.2	1.7	9.1	4.4	3.1	4.0	1.4	10.9	10.5	20.0	21.3	20.1	27.3	31.4	25.2	42.3	
石炭	4.2	—	—	0.3	0.0	4.0	18.2	24.7	21.7	17.4	7.6	54.3	73.5	62.1	51.5	45.5	44.0	42.6	42.8	26.8	
穀類(総)	2619.4	0.9	0.1	0.0	162.5	605.7	208.1	671.1	342.0	114.7	0.0	43.9	88.24	658.9	228.1	176.7	83.6	161.7	35.7	95.9	254.6
牛乳	222.4	—	0.0	0.0	11.4	90.4	120.8	135.2	150.0	171.5	24.2	135.8	46.0	106.4	67.5	53.5	44.5	43.0	42.1	27.7	38.1
砂糖	179.3	0.0	0.1	0.8	0.0	13.9	61.3	83.1	176.6	149.7	31.6	150.5	118.3	143.2	56.1	24.3	20.0	23.9	33.1	27.2	
魚及イワ	35.8	0.1	0.0	3.9	11.1	27.6	58.8	16.3	42.8	57.7	19.7	72.5	67.5	19.1	27.3	23.6	11.7	12.2	7.8	7.0	

(2)

注意

(全表共)

1913年

評價に基

據る表

1913年

價格に依

外國貿易

リルーブル

1918年上

数字は獲

文爾餘カ

※第一説



# 重要商品別積聯輸入統計

(1920—1937年)

單位：百萬ルーブル

商品名	1920 年平均	1920	1921 1月-9月	1921-22	1922-23	1923-24	1924-25	1925-26	1926-27	1927-28	1928 10月-12月	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937 9月止
機械器具	463.2	3.1	36.3	228.3	77.3	109.5	203.6	324.4	474.7	732.1	158.4	611.2	1368.0	1802.5	1396.1	603.7	242.2	122.2	432.9	254.1
電氣器具	63.3	1.6	8.8	23.1	24.5	27.2	52.3	73.6	109.5	207.9	44.8	112.7	213.5	234.2	285.4	84.8	32.9	20.7	59.1	35.6
精密器具	29.5	0.1	1.1	5.9	8.9	7.1	34.7	49.0	34.6	70.6	17.4	73.1	61.0	65.2	53.7	21.9	16.6	15.5	22.6	15.9
有色金屬	133.1	2.7	16.0	7.2	16.6	41.6	37.7	129.9	199.0	254.2	46.7	266.8	236.4	215.8	128.2	95.2	95.6	119.5	157.2	210.2
鐵	36.8	0.9	33.9	12.2	1.3	5.3	11.6	45.4	47.5	73.4	34.2	147.7	310.0	345.6	341.4	202.1	113.8	76.1	98.3	57.9
鋼	140.6	-	1.9	15.3	34.5	33.4	36.8	114.9	103.2	105.6	9.2	50.2	60.0	60.8	33.7	22.0	72.2	62.3	60.5	57.3
羊毛	225.6	0.6	0.2	0.1	7.1	43.4	204.9	121.4	224.2	272.0	25.9	300.2	154.7	141.0	105.1	94.7	51.9	62.2	61.0	63.6
綿	443.3	-	1.3	0.1	75.9	249.6	586.2	515.9	571.5	675.5	143.5	513.6	245.2	177.7	41.2	43.4	22.3	71.2	23.9	24.8
黃麻	38.5	-	-	-	0.0	3.1	14.9	22.2	28.9	31.9	7.9	55.6	33.3	15.2	4.1	5.4	3.8	11.5	11.1	7.3
靛	29.4	0.4	1.6	2.4	11.1	13.3	38.6	50.2	53.7	68.9	13.6	29.1	30.4	1.6	0.9	0.8	0.1	0.1	0.0	0.0
染料	60.3	0.3	0.9	6.1	24.9	41.0	36.1	74.1	42.7	51.4	7.0	30.3	16.2	5.4	4.2	4.1	9.1	10.0	11.0	4.3
石油及石炭	52.3	0.3	0.9	7.2	12.3	11.7	30.3	63.1	34.1	42.2	12.1	70.7	117.3	164.5	36.8	13.3	7.7	5.9	3.2	1.5
農機器具	174.5	7.3	45.0	15.4	5.3	14.3	74.1	140.5	73.3	62.3	11.3	124.0	167.4	115.1	3.7	0.5	0.2	0.2	0.4	0.1
下等品	-	-	0.2	0.5	3.3	2.4	38.7	53.7	36.1	45.8	2.5	152.6	313.5	342.8	1.5	10.5	0.4	0.4	0.2	0.2

# 蘇聯農工業生產品輸出表

(單位百萬盧布)

	1909-13 年平均	1913	1918	1919	1920	1921 1月-9月	1921-22	1922-23	1923-24	1924-25	1925-26	1926-27
輸出總額	6513.9	6596.4	35.5	0.4	6.1	43.6	2779	583.4	1621.1	2447.3	2963.6	3417.4
%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
農產物	4601.8	4465.3	21.2	0.4	9.4	31.8	138.5	361.6	1022.8	1366.1	1743.0	1955.2
%	70.6	67.7	59.7	100	55.7	72.9	49.8	62.0	62.9	55.8	57.8	57.2
工業製品	1912.1	2131.1	14.3	0.0	2.7	11.8	139.4	221.8	603.3	1081.2	1190.6	1462.2
%	29.4	32.3	40.3	0.0	44.3	27.1	50.2	38.0	37.1	44.2	40.2	42.8

	1924-28	1928 10月-12月	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937 9月	1937
輸出總額	3224.1	948.3	2045.8	2539.3	3553.1	2518.2	2169.5	1832.4	1604.3	1357.1	1218.5	
%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
農產物	1546.4	371.2	1542.1	1899.0	1249.1	803.4	623.9	521.3	429.9	275.4	341.1	
%	46.0	41.2	38.8	41.8	42.1	31.9	28.8	28.4	26.7	20.3	28.0	51.9
工業製品	1677.7	557.1	2473.7	2640.3	2304.0	1714.8	1545.6	1311.1	1174.4	1081.7	877.4	
%	54.0	58.8	61.2	58.2	57.9	68.1	71.2	71.6	73.3	79.7	72.0	48.3

內譯

內譯

(4)

裏面白紙